**平成２８年（フ）第４１６号**
神奈川県鎌倉市今泉台１丁目３番８号
債務者　小西佐代子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第４１７号**
神奈川県藤沢市大鋸1018番地の10　第２フラワーハイツ103
債務者　坂巻　和樹
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１５号**
栃木県小山市西城南４丁目18番地７　マイキャッスル７―107号、従前の住所茨城県結城市大字田間1548番地
債務者　岩崎　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２７年（フ）第１００４号**
東京都三鷹市下連雀３―42―３堀川倫代方、住民票上の住所東京都西東京市北原町１丁目21番５号
債務者　大槻　　洋
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第１８２号**
東京都昭島市緑町２丁目20番７号
債務者　小熊　俊雄
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第２３５号**
東京都立川市一番町６丁目１番地の５一番町ハイツ606号
債務者　北山　公子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第４１号**
大分県杵築市山香町大字南畑4567番地１
債務者　宗野　　亨
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２８年（フ）第３９０号**
横浜市都筑区茅ケ崎東２丁目１番８―405号
債務者　木下　明子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１７３号**
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地２―５―617
債務者　奥秋　育子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

## 破産手続廃止

**平成２７年（フ）第７６８号**
千葉県船橋市咲が丘４丁目25番１号
破産者　地原美智子
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第７６９号**
千葉県船橋市咲が丘４丁目25番１号
破産者　地原　雅博
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第９４８号**
千葉市中央区大森町250―１　大森台ケアセンターそよ風、住民票上の住所千葉市美浜区高浜１丁目２番５棟308号
破産者　菅沼ひろ子
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１０１４号**
千葉県市原市北国分寺台４丁目11番地７　コーポスクエアＡ―211
破産者　木内　久史
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１１２２号**
千葉県市原市辰巳台東３丁目26番地８　中西ハイツ101号
破産者　大塚　法一
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第６９５号**
千葉市中央区院内２丁目12番12号
破産者　内山健治郎
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第８３８号**
千葉県船橋市本町２―15―25ロックグランデフナバシ401、住民票上の住所千葉市花見川区幕張町５丁目447番地14
破産者　小島　信一
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１０４６号**
千葉県船橋市藤原２丁目13番７号　ウィング森井Ｄ―101号
破産者　柳田　太郎
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係